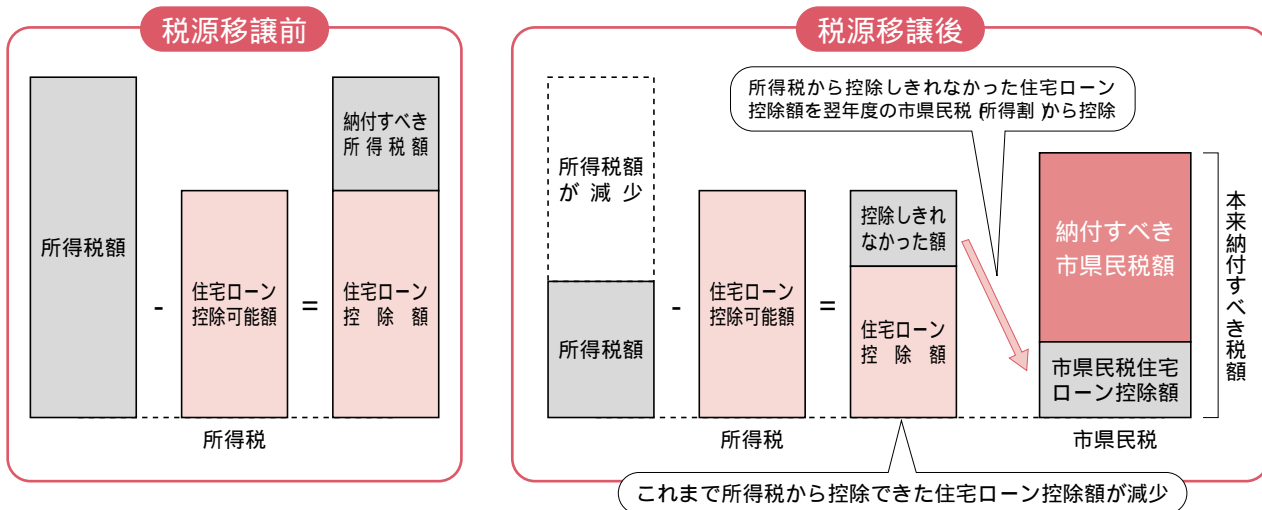


1 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の制度が変わります

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市県民税(所得割)から控除できるようになりました。



市県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには**申請が必要**です

対象になる人	所得税額が住宅ローン控除可能額より少なく、控除しきれなかった額のある人が対象になります。(この経過措置は平成11年から平成18年末までに入居された人に限り適用されます)	
申請方法	所得税の確定申告をされる人	確定申告書とともに、税務署もしくは三豊市の申告相談会場で申請書を作成のうえ提出
	所得税の確定申告をされない人(年末調整のみの人)	源泉徴収票を添付した申請書を税務課へ提出 なお、平成18年中所得において、年末調整のみで住宅ローン控除を申告されていた人には、申請書類をあらかじめお送りいたします。
申請期間	平成20年3月17日まで	

2 地震保険料控除の創設(損害保険料控除は廃止されます)

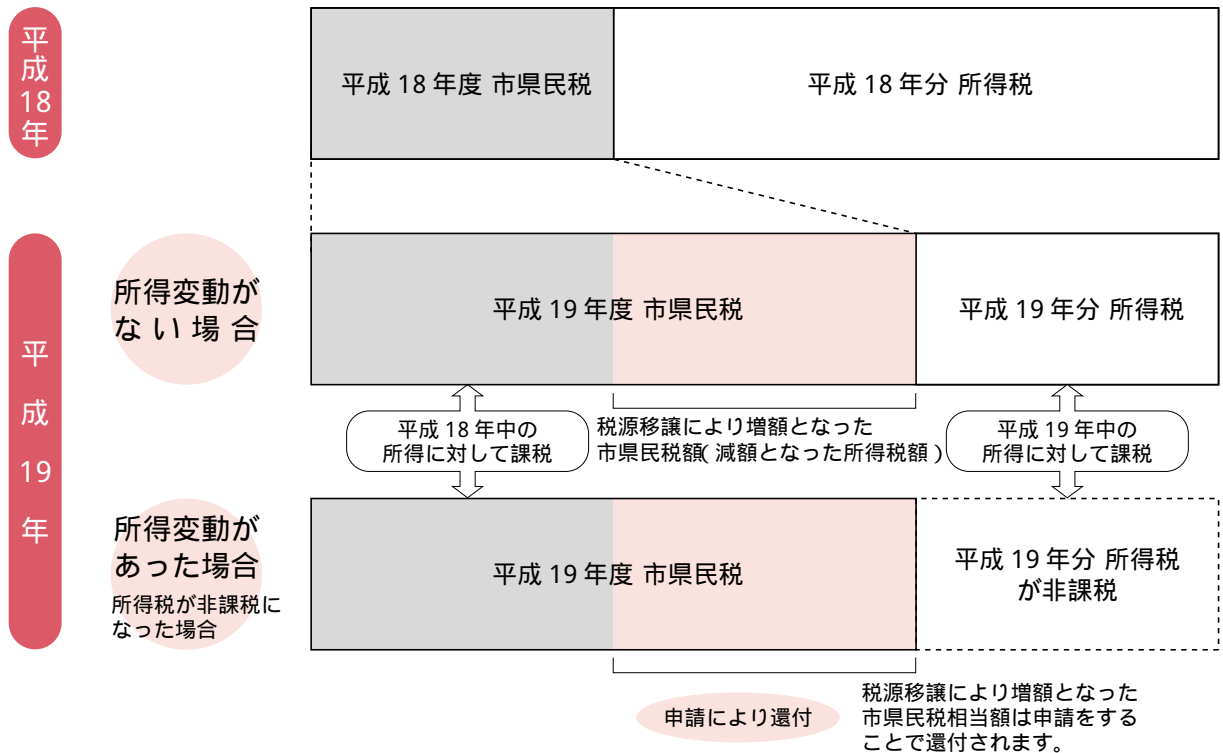
損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されます。その内容は次のとおりです。

控除対象	所得税	市県民税
地震保険料	支払った地震保険料等の全額 (控除限度額 5万円)	支払った地震保険料等の2分の1 (控除限度額 2万5千円)

なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従来どおり損害保険料控除(控除限度額1万円)の適用が受けられます。地震保険料控除と併用した場合にも、損害保険料控除と地震保険料控除を合わせた控除限度額は所得税で5万円、市県民税で2万5千円となります。

3 平成19年から所得税が非課税になる人は市県民税の減額措置があります

税源移譲により、所得税の税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、市県民税の税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人は、すでに納付済みの平成19年度分の市県民税額から、税源移譲により増額となった市県民税相当額の還付を受けることができます。



所得変動にともなう市県民税の減額措置の適用を受けるためには**申請が必要**です

対象になる人	<p>平成18年分の所得税が課税されており平成19年分の所得税が非課税になった人が、おおむね対象になります。</p> <p>平成18年分の所得税が申告分離課税(土地や家屋の譲渡所得・株式の譲渡所得などに対する税額)のみにより課税されている人は除きます。</p> <p>平成19年分所得税が住宅ローン控除により非課税となった人も、この減額措置は適用されません。</p> <p>この減額措置の対象となる人には、平成20年6月中に税務課から申請書類をお送りしますので、申請書を作成のうえご提出していただくようになります。</p>
申請方法	<p>申請書を作成のうえ税務課へ提出</p> <p>この減額措置の申請は平成19年1月1日現在でお住まいの市区町村(平成19年度の住民税が課税されている市区町村)へ申請してください。</p>
申請期間	平成20年7月1日から7月31日まで

4 老年者の市県民税非課税措置の廃止にともなう経過措置がなくなります

平成17年1月1日時点で65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、なおかつ前年中の所得額が125万円以下の方は、平成17年度までは市県民税が非課税でしたが、平成18年度の改正より、この非課税制度は3年間で段階的に廃止していくようになりました。

これにより、平成18年度は本来の税額の3分の1、平成19年度は3分の2が課税されていましたが、平成20年度からは本来の税額の全額が課税されるようになります。